

共産党再要望項目一覧

平成26年度9月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 米軍機の連続離着陸訓練実施に対する抗議と中止要請 昨日9月3日に突然、本日9月4日と9月11日の両日、自衛隊美保基地で米軍機の連続離着陸訓練を実施するとの通知が、自衛隊美保基地から、鳥取県、境港市、米子市、島根県、松江市、安来市に届けられた。美保基地は日本の自衛隊基地であり、緊急事態が発生したわけでもないのに、米軍機が、突然、当たり前のように訓練場として利用するのは許されないことであり、住民無視の重大な問題である。米軍と訓練を容認した防衛省に対し、強く抗議し、中止要請するよう求め、なぜこのような事態になったのか説明を求める。そして、自衛隊美保基地が、米軍がいつでも利用可能な米軍基地化されていることをかねてから指摘してきたが、今回の事態はまさにそれを裏付けるものとなっている。美保基地の米軍基地化は、日米同盟が近年、自国防衛から海外出動も視野に入れたものへと変質し、とりわけ集団的自衛権行使容認が閣議決定されている現在において、戦争の出撃地としての役割を鳥取県が担わされることになる。美保基地の米軍基地化の撤回を求めること。</p>	<p>美保飛行場における米軍機の連続離着陸訓練の実施については、平成19年10月30日に閣議決定された「日米地位協定第2条に基づく施設及び区域の一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供について」により行われるものであり、これに関して抗議や中止を要求できるものではなく、またこれが美保基地の米軍基地化につながるとも考えていない。 なお、平成26年9月4日に中国四国防衛局美保防衛事務所長に対し、余裕を持った情報提供がなされるよう申し入れを行い、併せて訓練にあたっては訓練の内容を明らかにし、安全に十分配慮するよう米軍に申し入れることを要請した。</p>
<p>2 燃油高騰対策等漁船対策について 漁船の燃油は、ほぼ100円台で高止まりし漁業者が漁に出にくい状況となっている。特に沿岸漁船は、昨今、主力であるイカの漁場が近場に形成できず、遠方まで出かけるには、燃油代の負担感が強く、出漁自体を控えており、田後漁協では8月の沿岸漁船の水揚げは昨年1700万円から今年700万円へと大きく落ち込んでいる。燃油代直接支援等を行い、漁業者が安心して漁を続けられるようにすること。</p>	
<p>① 燃油代を補てんする「セーフティーネット構築事業」は、ほぼ85円超～95円までは加入漁業者と国が1：1で、95円超えは特別対策として1：3で補て</p>	<p>燃油高騰に対する直接支援としては、国のセーフティーネットがあるが、本県漁船の加入率は30％程度であることから、まずは加入促進を働きかけることとし、県が燃油代を直接支援することは考えていない。なお、国の平成27年度概算要求には、セーフティーネットの特別対策を1年延</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>んするしくみになっている。しかし、加入者の掛け金の範囲内での保障でしかなく、また80円が採算ラインと言われており、国の補てん率が低い特別対策に至るまでの価格の更なる支援が必要である。更に、国の「省燃油活用推進事業」は、減速した場合、沖底船で7円、沿岸漁船で10円が支援されるが、出漁して初めて補填されるため、燃油代を気にして出漁しないと発動されないため、メリットが出にくいと指摘されている。県が燃油代を直接支援すること。また、県がセーフティーネット構築事業の上乗せ支援をし、国のセーフティーネット事業特別対策は26年度で終了予定であるため、延長を求めること。</p>	<p>長することが盛り込まれている。</p>
<p>② 県が実施していた集魚灯のLED化事業は、沖底船の作業灯にも活用でき、省エネに有効であったが、国事業の実施に伴って県事業が廃止された。しかし、国事業は集魚灯のみが対象で沖底船には使えない。沖底船の作業灯も対象となる事業を創設すること。</p>	<p>今後、漁業者の要望も聞いた上で支援を検討する。</p>
<p>③ 9月補正予算で、県の省エネエンジン購入経費助成制度が復活するが、25年度に国事業が実施されたことを理由に廃止されていたものである。国事業は導入する機器が限定され制度が利用しにくいとの声にこたえて、県制度を復活させるのはよいが、15%の負荷生産額というハードルの高い「漁業経営改善計画」策定が足かせとなり制度の利用を鈍らせていた経過があるにもかかわらず、今回も同様の要件を課している。また漁業者の平均年齢が65歳を超えている中で、年齢65歳未満の年齢制限も利用しにくいとの意見も出ている。「漁業経営改善計画」策定や年齢要件を撤廃、または緩和すること。</p>	<p>漁業経営改善計画で策定する内容は、県の支援等と併せて金融機関から融資を受ける際に必要であり撤廃することは困難と考える。ただし、手続きの簡素化については、漁業者や金融機関の意見も聞いた上で検討してみたい。また、省エネエンジンに交換後も相当期間漁業を継続できる者に支援すべきであり、一定の年齢要件は必要と考えているが、年齢要件の見直しについては、漁協や漁業者の意見を聞いてみたい。</p>
<p>④ 沖合底引き船の存続について ○県の沖合底引き網漁業生産体制存続事業は、中古船の継続利用に必要な機械整備費用を助成するものだが、対象が「漁業経営改善計画」を策定する認定漁業者に限定されている。「漁業経営改善計画」は3</p>	<p>漁業経営改善計画で策定する内容は、県の支援等と併せて金融機関から融資を受ける際に必要であり撤廃することは困難と考える。ただし、手続きの簡素化については、漁業者や金融機関の意見も聞いた上で検討してみたい。また、省エネエンジンに交換後も相当期間漁業を継続できる者に支援すべきであり、一定の年齢要件は必要と考えているが、年齢要件の見直しについては、漁協や漁業者の意見を聞いてみたい。なお、現在の沖合底びき船の経営体は全て法人であり、年齢要件は適</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>年間の実績をもとに計画策定されるが、廃業の中古船を引き継いで別の漁業者が創業する場合、船の実績データが得られないため改善計画が立てられず、この事業が使えなかった例が出ている。また改善計画が立てられないと国や県の資金制度も使うことができない。沖底船の存続は切迫した課題であり、できるだけ存続できるよう、「漁業経営改善計画」策定を事業利用要件から外すか、同規模の船の実績等で計画策定できるようにすること。また年齢要件の廃止か緩和をすること。</p>	<p>用されていない。</p>
<p>○国の沖底船のリース事業が廃止され、船存続の手立てとして、リシップ制度で対応しようとしたが、想定より経費がかさむことがわかり、制度を断念したと聞いている。船主の負担が軽いリース事業に変わる新造船のための制度の創設、また中古船を活用しやすい制度の創設を検討すること。</p>	<p>今後、漁業者の要望も聞いた上で国の制度等を活用した支援を検討する。</p>
<p>3 米生産者を支える手立てを 2014年産の早場米の収穫が始まろうとしています。生産者米価が暴落し、生産コスト割れの低水準になっています。生産コストは玄米平均60キロ16,000円ですが、年内に農協が支払う概算金状況を見ると、60キロ玄米1等級で、全国でいちばん高い「魚沼コシヒカリ」で14,200円と昨年比マイナス2,500円となっています。県内でも日南町では60キロ玄米1等級で12,000円と昨年比でマイナス2,800円と予測されています。この背景にはJA全農やコメ卸売業者が13年産米の在庫を過剰に抱え、投げ売りする状況があります。安倍政権はTPPを前提に、国の需給調整責任を放棄し農家に自己責任を迫っています。とくに今年からは戸別所得補償10a当たり15,000円だったものが7,500円と半減され、合わせると3割減収を農家に押し付けるものです。「これではとてもやれない」と生産者から声が上がっています。国に生産費の保障を確保することを求めるとともに、市町村と県が連</p>	<p>米価の安定は生産調整をはじめとした米政策を進めてきた国が一義的に責任を持つべきであり、必要な施策を講じるよう国に要望したい。また、県としても、平成26年産米について、作柄や販売状況を見ながら、農業団体等と連携した低金利の融資助成などを検討する。なお、県として独自に価格補償制度を創設する予定はない。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
携して独自の価格保障証制度を緊急に実施すること。	
4 災害対策	
○広島の土砂災害の教訓を生かし以下実施すること。	
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害防止法にもとづいた基礎調査は終了しているが、土砂災害警戒区域の指定は98%であり、100%の指定となるようにすること。 	<p>土砂災害警戒区域（イエロー区域）は、平成26年7月末までに既に6,070箇所指定が終わり、残り13箇所については、今年度末までの指定を目指している。</p> <p>このため住民説明会で配布する啓発パンフレットの作成や再調査に必要な経費を9月補正に提案している。</p> <p>【9月補正】土砂災害防止緊急調査・推進事業 38,582千円</p>
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されていることを再度住民に周知し、危険を喚起すること。 	<p>啓発パンフレットに当該区域の情報（土砂災害への注意等）収集方法などを記載し、市町村や自治会へ配布するなど、改めて住民への周知を図っていく。</p> <p>また、土砂災害警戒区域等は、県のHPの「とっとりWebマップ」で閲覧することができ、住民が当該区域を容易に知ることができるが、このたびの広島土砂災害を受けて、より容易にアクセスできるよう、新たに県のHPトップ画面の「県のHP注目欄」に「土砂災害への注意について」を掲載することとした。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域で義務付けられている、避難計画やハザードマップの作成をすべての指定地域で完了させること。昨今の豪雨は従来の想定を超えており、特に夜間の豪雨を想定しての避難計画の策定・避難訓練を実施すること。避難勧告の発動時期や周知の仕方も再検討すること。 	<p>土砂災害警戒区域の指定後に、土砂災害に係る避難体制の事項を定めることや土砂災害ハザードマップを配布するなどの必要な防災措置を地域防災計画に講じることは、市町村の役割となっている。</p> <p>現在、県内の2町がハザードマップを作成中であるが、その他の市町においては、全て必要な措置が講じられている。</p> <p>作成中の町に対しては、機会を捉えて早期の作成について、県防災部局と連携して要請するとともに、全ての市町に夜間の豪雨を想定した避難計画の改定も要請していく。</p> <p>また、避難勧告の発令時期等については、今年度4月に国において策定された「避難勧告等のガイドライン(案)」に準拠するよう既に市町には要請してるが、引き続き要請していく。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域は、特定開発行為が制限され、建物構造の規制が行われているが、家が建ってから後に特別警戒区域に指定された場合、すべての構造物に対して補強・強化のための支援制度を行きわたらせること。また支援制度があることを再度徹底すること。 	<p>「レッド区域内住宅建替等補助事業」は、区域内に居住する住民の身体・生命の安全を確保するため、住宅や地域の避難所としての役割を担う構造物を対象としており、平成25年度1件、平成26年度申請済1件、今後申請予定3件と利用件数は増えているが、今後とも各市町へ周知するとともに、地元説明会などの場で再度周知し、住民への事業の浸透を図っていく。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 砂防堰堤に土砂がたまっていないか、再度点検し、チェック体制を強化すること。 	<p>砂防えん堤については、平成25年7月豪雨を受けて7箇所のえん堤の除石対応を今年度中に完了する。また、昨年度末に緊急点検を行った土石流危険渓流にある16箇所のえん堤についても、緊急的に除石対応するものはない。今後も、昨今の気象状況を踏まえ、定期点検等により不安定土砂の有無を把握し、必要な除石対応を実施していきたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建制度は、住宅復興予算一戸当たり上限300万円を拡充するよう国に求め、県制度は小 	<p>鳥取県被災者住宅再建支援制度は、災害の規模と個々の被害状況に応じて、国、県、市町村の役割分担をしているところであり、小規模修繕については、市町村で対応しているところである。支援制</p>

要望項目	左に対する対応方針等
規模修繕も対象とすること。	<p>度の拡充については、昨年度10月に行った市町村アンケートでは、大半の市町村が現行制度維持の意向であり、今後市町村から要望があった段階で検討していきたい。</p> <p>被災者生活再建支援制度の上限額の300万円については、応急仮設住宅建設費用等との均衡が図られているところであり、要望することは考えていない。</p>
5 子育て支援	
○子ども子育て新制度	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所は、下の子の産休育休中に上の子が入れなかったり、年度中途に入れなかったりしているが、こうしたニーズにこたえられる市町村・県の保育所整備計画になるようにすること。 	<p>現在、各市町村で年度末に向けて策定中の「子ども・子育て支援事業計画」において、年度中途の入所希望などの潜在ニーズも踏まえた量の見込みとそれに対する確保方を定めることとしているところであり、県計画においてもこれらを踏まえた計画とすることとしている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士が不足しているため年度中途入所に応えられないとの自治体の声もある。中途入所を見越して年度当初から保育士を配置できる県制度は、市町村の保育所も活用できるようにすること。保育士の確保に県が役割を果たすこと。 	<p>公立保育所における保育士の人件費については、既に一般財源化されており、市町村の責任において必要な配置を行うものと考えているので、「乳児保育事業」を公立保育所まで拡大する予定はない。</p> <p>保育士の確保については、鳥取短期大学幼児教育保育学科において経済的理由により修学が困難な者に対する修学資金制度（所定の期間、県内で保育士等として勤務をした場合、返還免除有り）を実施しているところであり、また潜在保育士の再就職等を支援するための研修なども行っており、引き続き人材確保に努めていく。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出保育施設（認可外保育施設）のいくつかが新制度にのることが想定され、県が届出保育施設運営助成事業を打ち切るとの話が出ている。しかし、新制度の要件を満たすには保育士や施設等の整備に時間を要する場合もある。また助成が打ち切られたら新制度にのらなかった事業所が存続できず、行き場を失う子どもが出る可能性もある。届出保育施設運営助成事業を従来通りで継続し、新制度に移行する施設の場合は移行期間を設け、いきなり助成金を打ち切ることがないようにすること。地域型保育事業にのる場合は、自園調理ができるよう施設整備を助成し、連携施設として市町村の保育所が役割を果たすよう求めること。 	<p>新制度施行以降の届出保育施設運営助成事業については、保育の実施主体である市町村において、届出保育施設が早期に新制度へ移行することを促していただきたい。</p> <p>地域型保育の給食について、基準上、原則自園調理だが連携施設等による搬入も可能としており、これに基づいて事業者・市町村の判断によって適切に実施されるものと考えている。</p> <p>連携施設については、原則事業者の判断により確保するもので、事業者が確保することが困難な場合等には、市町村の判断で調整することとなっていることから、県として市町村に対して保育所が役割を果たすよう求めることは考えていない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育事業の認可及び指導監督事務について、認可保育所等におけるノウハウの提供などの支援に、県が役割を発揮すること。 	<p>現在、県内で家庭的保育を実施する意向のある市町村・事業者について承知はしていないが、市町村が家庭的保育も含めた地域型保育事業の認可及び指導監督事務が円滑に行えるように、引き続き、情報やノウハウの提供等を行っていく。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>○放課後児童クラブ</p> <p>・鳥取市が、発達の子への対応について、学童保育の指導員を巡回指導・援助してきたが人材不足でできなくなっている。県が巡回・指導できるようにすること。</p>	<p>放課後児童クラブにおける、発達障がいやその他の障がいのある児童の受け入れは年々増加傾向にあり、本県においても、平成23年度に障がい児受入に係る単県上乗せ制度を創設し、また、平成26年度には補助内容を拡充するなど、障がいの程度・人数に応じた適正な職員配置ができるよう支援を行うとともに、放課後児童指導員の資質向上のための研修においても、発達障がいに関する項目について研修を実施している。</p> <p>このほか、専門的な知見からのサポートが必要な場合は、既に、学校長から依頼を受けて県教育委員会のLD等専門員が相談に応じているので、まずは学校に相談していただきたい。</p>
<p>6 社会福祉法人あすなる会について</p> <p>○以前に不適切な会計処理が発覚し、役員体制も刷新されたところである。しかし不適切な会計処理で穴があいた資金は、未だ返金に至らず、問題は解決していません。その上、現役員体制の下において、松の聖母学園での虐待問題が明らかとなり、理事長等役員の施設に対する監督責任が十分果たされていなかったことが指摘されている。現役員体制の下でも、引き続きこれら諸問題の解決にむけての取り組みが求められるところである。理事長である相沢英之氏は、東京に在住しながらの法人理事長であるが、あすなる会の役員報酬規定では年間550万円と、常勤する常務理事の388.8万円より多くの報酬を受け取ることとされている。あすなる会の定款第11条では、「役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない」とされており、法人監査にあたる県として、法人に対して、ふさわしい役員報酬及び勤務実態とするよう改善を求めること。また施設長も含めた管理体制が、過去の不適切な会計運営や虐待問題の隠蔽につながらない、責任ある体制となっているかどうか、改めて点検・指導すること。</p>	<p>社会福祉法上、理事長は必ずしも常勤である必要はなく、遠隔地の在住者でも特段の問題はない。また、役員報酬については、個々の役員の勤務実態に即し、いくらならば適正な報酬で、いくら以上ならば不適正との判断は一概には困難であり、基本的には法人の自主的な判断が尊重されるべきものとする。</p> <p>あすなる会は重点指導法人として、平成21年度以降は毎年度監査を行っているところであり、引き続き適正な法人及び施設の運営について指導していく。</p>